

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬局総務課

医薬品副作用被害対策室長

(公 印 省 略)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を
改正する政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 79 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 38,900 円から 39,900 円に、月額 36,900 円から 37,900 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、2,966,400 円から 3,045,600 円に、2,373,600 円から 2,436,000 円に引き上げること（施行令第 7 条第 1 項関係）。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、927,600 円から 952,800 円に、741,600 円から 762,000 円に引き上げること（施行令第 9 条第 1 項関係）。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,594,400 円から 2,664,000 円に引き上げること（施行令第 10 条第 5 項関係）。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,783,200 円から 7,992,000 円に引き上げること（施行令第 11 条第 2 項関係）。

- (6) 機構が支給する葬祭料の額について、215,000 円から 219,000 円に引き上げること（施行令第 13 条第 1 項関係）。

2 施行期日等

- (1) 改正政令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行すること（改正政令附則第 1 条）。
- (2) 令和 7 年 3 月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月 31 日以前に生じた死亡に係る遺族一時金の額については、なお従前の例によること（改正政令附則第 2 条）。